

指名競争入札用

下請契約及び資材調達等における市内事業者への配慮について

常陸大宮市 総務部 財政課

日頃から、常陸大宮市政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、地域経済の底上げや好循環に資する施策を推進しているところであり、市内事業者への受注機会の確保拡大に取り組んでおります。

つきましては、現下の状況を鑑み、建設工事の受注の際は、本市の取組についてご理解をいただき、下記の事項について、特段のご配慮とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 本市発注の建設工事において、下請契約を締結するときは、市内事業者を優先して活用するよう配慮してください。
- 2 建設資材や物品等の調達について、市内事業者を活用するよう配慮してください。
- 3 下請発注する場合は、適正な価格で契約し、また、下請代金を適正な期間内に支払うなど、建設業法の関連法令を遵守してください。

※ 市内事業者とは、常陸大宮市内に本店又は主たる事務所を有する者です。

※ 建設工事に関わらず、市の発注するすべての業務において、相指名業者間の下請負を禁止しております。